

義務教育費の完全な国庫負担化	義務教育費の国庫負担を1/2に戻す	義務教育費を完全に国の負担とする	2006年度から、国の負担が1/2から1/3に縮小され、その補填分を地方交付税で交付するようになった。しかし、地方交付税は自治体の判断で用途を決定するため、財政が厳しい自治体では教育以外に利用され、教育の地域格差につながる恐れがある。(日本の教育を考える10人委員会2009年度提言書「未来を担う子どもたちのために」提言11より)	・準要保護に対する就学援助の国庫補助は、第1目標段階で復活させる
補償教育の推進	検討中			
スクールソーシャルワーカーの拡充	現在文部科学省が行っているスクールソーシャルワーカー活用事業を全国に広げる。その際、量だけでなく、質の向上にも努める	スクールソーシャルワーカーを、全国の小学校・中学校に配備する	学校で生じる問題は、心の問題だけではなく、家庭の経済状況など社会的な要因も複合的に絡みながら生じている。学校カウンセラーの拡充は進む一方で、社会的な観点から問題に取り組むスクールソーシャルワーカー(SSW)は端緒に着いたばかりであり、2008年に文部科学省が「スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業」を1,537,921千円の予算を計上して開始	・スクールソーシャルワーカーには社会福祉に関する専門性を有した者を登用する ・スクールカウンセラーとの間の制度間連携と調整を十分に行う
後期中等教育への実質的なアクセスを保障する	給付型の高校奨学金制度を公的資金で新設し、貧困世帯の子どもが全て利用できるようにする			
	公立高校の入学金(5,650円)を廃止する。私立高校の入学金を1万円程度引き下げる。	公立高校の正課に必要な学校納付金を全廃する。私立高校でも公立高校と同等の支援を行う。	公立高校の入学金が5,650円	
	定時制高校の削減を停止し、各自治体におけるニーズにあった定員を実質的に確保する		例えば東京都では、103校あった定時制高校を統廃合し、55校にまで削減。このうち夜間定時制は39校しかない。一方で、定時制を希望・入学する生徒の数は、1998年から増加している。よって、定時制高校にも不合格になる人の数が増えており、教師にも過重な負担がかかっている。これは全国的な傾向である	文科省は、都道府県との協力のもと、定時制高校の合格者・不合格者数等の把握を行い、実証的裏付けをもった政策を行う
職業教育を充実させる	前期中等教育において、労働関係法制度や社会保障制度に関する知識の習得を、学習指導要領に盛り込み義務付ける	高等教育および前期中等教育段階において、労働関係法制度や社会保障制度に関する知識の習得を、学習指導要領に盛り込み義務付ける		・労働者の権利や社会保障制度の認知度を得点化して、習得目標を具体化するなどの工夫を計る ・労働法教育においては労働組合や労働法曹、労働関係NPOなどに実践的な教育を委託する
	高等学校における専門学科の比率を2010年比で少なくとも1.5倍とする	高等学校における専門学科の比率を2010年比で少なくとも2倍とする		
	高校普通科を含む後期中等教育以上のすべての教育機関において教育内容の職業的・社会的意義を明示することを義務付ける			
「学び直し」の機会の充実	35歳未満の社会人を対象に、大学や専門学校、職業訓練センターを利用した、職業訓練プログラムを開講する。そのための給付・無利子の奨学金制度を設ける	65歳未満の社会人を対象に、大学や専門学校、職業訓練センターを利用した、職業訓練プログラムを開講する。そのための給付・無利子の奨学金制度を設ける	スウェーデン・デンマークにおける職業教育・訓練参加者比率40%前後(OECD statistics) / デンマーク統計局2005年データでは、社会人向け教育コース履修者29.7%	
	中卒、高卒の社会人を対象に、高校、大学資格取得のためのプログラムと、給付・無利子の奨学金制度を設ける			
	高校卒業時、大学などへの進学のための一時金(進学支度金)制度を公的資金で新設し、貧困世帯の子どもが全て利用できるようにする			

高等教育への実質的なアクセスを拡大する	国立私立を問わず、経済的困難者向けの高等教育機関の学生納付金減免制度を全額免除換算で学生の10%相当へ拡大する。	国立私立を問わず、経済的困難者向けの高等教育機関の学生納付金減免制度を全額免除換算で学生の25%へ拡大する。		
	無利子奨学金の適格者を全員採用し、利用者数を3倍にする。有利子奨学金については貸与に家庭の経済状況を問わないものとする。	授業料と給付・無利子貸与・有利子貸与奨学金などを組み合わせた総合的な学費負担制度を設計し移行する。		
	経済的に困窮する学生への住居費支援・学生寮の増設を行い、首都圏の学生寮を2倍に増やす。	学生寮の定員を全学生の2割まで拡充する。		
児童養護施設や里子の育ち・学びの環境を改善する	児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率を14%にする	児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率を18%にする	2009年3月で10.4%	
	虐待を受けた児童等に対して、家庭的な環境の中で養護を実施する小規模グループケアや地域小規模児童養護施設を700箇所を増やす	虐待を受けた児童等に対して、家庭的な環境の中で養護を実施する小規模グループケアや地域小規模児童養護施設を1000箇所を増やす	2009年3月で446箇所	
	児童養護施設にいる子どもの高卒学歴取得率を、一般の子どもと同水準にする	児童養護施設にいる子どもの大学進学率を、一般の子どもと同水準にする	・高校中退率:7.6%(一般の高校中退率2.1%) ・大学進学率(短大・4年大学)約9%(一般の大学進学率56%)	・目標の一つである給付奨学金制度を実現し、遺漏なく利用できるようにする ・高校進学に至るまでに、学力差が付いているケースが多いため、目標の一つである補償教育の充実や、就学前教育の充実と同時に行う ・高校中退率は、現行の文部科学省の方法では過少推定の怖れがある。よって青砥恭の算出方式でより実態に近い数値を出すことも必要である
不登校児のためのオルタナティブな教育機会の保障	不登校児のためのホームスクールやそれに準じる学校に通う貧困世帯の子どもに対しても、一条校の学生と同様、奨学金支給の対象とする	不登校児のためのホームスクールやそれに準じる学校に通う貧困世帯の子どもを対象とした、給付奨学金制度を公設する	現行の奨学金制度は、一条校のみを対象としている	・フリースクールの質的水準を一定以上のものにするため、法制度的位置づけの整備も同時に行う
マイノリティの教育参加率の向上	希望する教育機関で授業を受けられないでいる障害を持った生徒・学生を半減させる	希望する教育機関で授業を受けられないでいる障害を持った生徒・学生をなくす		・前提として学校側を障害をもった子どもを受け入れられる環境を整備する。条件整備ができていない中で統合教育を進めるとステイグマ付与によるいじめ発生の危険もある。例えば、障害に対する理解を深める教育の実施や、スペシャルニーズに応じられるような教員の増員などが必要である
	障害者を受け入れる体制のない普通学校の数を半減させる	障害者を受け入れる体制のない普通学校をなくす		
	言語や経済的な理由で教育にアクセスできていない外国人学生を半減させる	言語や経済的な理由で教育にアクセスできていない外国人学生をなくす		・統計をとり、実情を把握する ・専門家の育成とサポート体制の強化 ・マイノリティのコミュニティ形成とサポート・多文化教育の実現 ・母語教育の提供
目標5: ジェンダー・セクシュアリティの平等推進と女性の地位向上	ドメスティックバイオレンス・性暴力をなくす	DV・性暴力被害者の実態調査を行い、2010年比50%削減する	DV・性暴力被害者をなくす	平手で打つ、殴るふりをするを暴力と認識する人の割合は、直近値58.4%、52.5%
		一時避難施設数を2010年比15%増やす	一時避難施設数を2010年比30%増やす	

	DV被害女性の自立支援の充実	検討中			
女性の社会進出を拡大する	GEM指数を0.8に（現状0.55）	GEM指数を0.8に（現状0.55）	・第1子出産後の継続就労率は38.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の管理職の増加目標を立て、2015年までに男女50%にする</li> <li>・雇用現場でのアファーマティブ・アクションの普及率を現状の20%から50%に上昇させる。</li> <li>・国・地方議会の女性議員率を増加させる目標を立て、2015年までに男女50%にする</li> <li>一議席における女性議員の規定を設ける</li> <li>一議員対象のジェンダー教育を実施する</li> <li>・女性の育児休暇取得率を2015年までに80%にする</li> <li>・2015年の第1子出産前後の継続就労率を70%にする</li> <li>一違法な産休切り、育休切りへの罰則を強化する</li> <li>一保育待機児童の解消</li> <li>一育休代替への補助</li> <li>一育休取得者に対する不当な行為を罰則をもって禁止</li> <li>一育休取得率の高い企業への公契約を優先する</li> <li>・2015年の男性の育児休業取得率を60%にする</li> <li>一育児休業取得率の高い企業への公契約を優先する</li> <li>・税制の配偶者控除の廃止</li> <li>・基礎控除の引き上げ</li> <li>・年金の第3号被保険者制度の廃止</li> <li>・夫婦同姓・別姓選択制度の実現</li> <li>・婚外子の差別の廃止等家族法の改正</li> </ul>	
性的少数者における差別と貧困の解消	同性間カップル、性同一性障害の当事者を含むカップルと異性間のカップル（パートナーシップ）の法的保護の格差について調査し、格差を減らすための立法措置を講じる	住宅の賃貸、後見、相続などにおいて、同性間カップルと異性間カップルの格差がなくなり、差別的取扱いが有意に減少している。また、非嫡出子に対する法的な差別がなくなり、性同一性障害の当事者を含む婚姻カップルの子の法的地位に不利益が生じないようにしている。	◎性的少数者における貧困に関する調査すら行われていない ◎同性間カップルへの法的保護制度が存在しない ◎性同一障害の当事者を含むカップルが出産した子が「非嫡出子」として扱われる	◎同性間パートナーシップの法的保護制度の確立 ◎性的指向に基づく差別の禁止 ◎非嫡出子差別の廃止	
	性的少数者への差別を禁止する法律が制定されている	差別や暴力、犯罪等の対象となった性的少数者に適切なケアが提供され、性的少数者が社会に受け入れられる環境作りが進んでいる	◎青少年期に直接・間接に経験する差別により、自己肯定が出来ず、精神疾患罹患率や自殺率が高い	◎性的少数者への差別の禁止 ◎学校・職場、地域で、相談機関などが性的少数者に対する適切なケアの提供能力を身につける ◎当事者によるピア・グループなどの形成と支援の強化	
目標6:妊娠・出産・子育てにおける貧困の解消	保育サービスの充実と拡大	保育サービスの利用率を倍増（例えば3歳未満の場合40%に）	保育サービスの利用率を倍増（例えば3歳未満の場合50%に）	例えば3歳未満の場合、保育サービス利用率は2007年で20.3%。	保育所設置最低基準の維持、私立保育園費用国庫補助の維持 家庭福祉員の充実 公立・私立の認可保育所の増設、分園化 保育士の養成、保育労働者の報酬を300万円以上に
	出産・子育ての安全とサービスへの普遍的アクセス	サービスへのアクセス率を上げる。例：妊娠・出産の検診カバー率をXX%向上	サービスへのアクセス率を上げる。例：妊娠・出産の検診カバー率をyy%向上	妊娠・出産の検診カバー率（調査）※記述方法は検討	周産期等医療等の環境整備 出産費用の保険適用＋無料化 検診制度の充実 出産場所の確保 産科医の確保と助産師の活用 出産後の子育て訪問アドバイザーの充実
	リプロヘルスサービスへの普遍的アクセス	近代的避妊実行率60%	近代的避妊実行率80%	近代的避妊方法の実行率44%	
	検討中	検討中			

目標7:自殺の減少	自殺の原因となる生活苦・失業・借金苦・廃業などに直面した人々へのサポートの拡大	自殺者数を3万人以下にする	自殺者数を2万5千人以下にする	12年連続で3万人を超える自殺者がある(2009年32753人)	・自殺対策緊急プランの実行 ・穴だらけにある社会保障制度の充実こそ自殺対策であることを共有化する ・MGDSの実行により生きていてもいいと思えるセーフティネットを構築する ・貧困対策と自殺対策の連携
目標8:多重債務の解消	多重債務者の減少	消費者金融3件以上借入れある者を2009年比で50%減少させる	消費者金融3件以上借入れある者を2009年比で75%減少させる		総量規制の実施、多重債務相談の拡充
		年利8%を超える貸付けを2009年比で25%減少させる	年利8%を超える貸付けを2009年比で50%減少させる		利息制限法の制限利率引き下げ
		自己破産件数を2008年比で50%減少させる	自己破産件数を2008年比で75%減少させる		
		他人名義の預金口座・他人名義の携帯電話を利用したヤミ金融を根絶する	すべてのヤミ金融被害を根絶する		犯罪利用電話の停止制度の抜本改正、犯罪利用預金凍結の徹底実施、手形小切手取引への適用拡大、犯人検挙態勢の強化、被害者支援(警告電話等)の強化、被害回復給付金支給法の活用、名簿屋の摘発
セーフティネット貸付けの拡充	低所得者向け福祉資金貸付の利用者を2010年比で15%増やす	低所得者向け福祉資金貸付の利用者を2010年比で30%増やす			
	多重債務者の生活再建支援(貸付と相談)の拡充				自治体と民間金融機関との協調融資に対する支援
目標9:差別や社会的排除の解消	外国人の公共・民間サービスからの排除の解消	検討中	検討中		
	外国人の医療・社会保障アクセスの保障	検討中	検討中		
	犯罪被害者への社会的サービスの充実と人権侵害の解消	検討中	検討中		
	被疑者・受刑者の処遇の改善と人権侵害の解消、社会復帰者への差別や排除の解消	検討中	検討中		
	障害者への虐待、差別の禁止	検討中	検討中		
	法律扶助制度を拡張し、活用数を拡大する	検討中	検討中		
	路上生活者への暴力をなくし、市民権を確立する	検討中	検討中		
目標10:貧困解消のための社会連帯の推進	財政における社会福祉の強化	社会保障給付率を30%にする	社会保障給付率を40%にする	社会保障給付率26%?	・予算の組み替えにより社会保障費の予算割合を増やす ・社会保障費の目的税の創設
		家族関係支出を1.4%にする	家族関連支出を2.1%にする	家族関連支出GDP比0.75%(2003年)(イタリア1.3%、ドイツ2.01%、イギリス2.93%、フランス3.02%)	
		障害者関係支出をX%にする	障害者関係支出をY%にする		

所得再分配機能を強化する。	低所得20%世帯の直接税・社会保険料支給シェアを所得シェアと同じにする。	低所得20%世帯の直接税・社会保険料支給シェアを所得シェアマイナス3%とする。	低所得20%の直接税・社会保険料負担シェア7.9%（所得シェア6.7%）。アメリカ（6.2:1.8）、フランス（9.1:7）、ドイツ（8.4:3.3）、スウェーデン（9.8:6.1）、イギリス（7.7:2.5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付付き税額控除を実施する</li> <li>税と社会保険料負担の応能原則を強化する</li> <li>自己負担割合の見直し</li> </ul>
	高所得20%世帯の直接税・社会保険料負担シェアを所得シェア+5%とする。	高所得20%世帯の直接税・社会保険料負担シェアを所得シェア+10%とする	高所得20%の直接税・社会保険料負担シェア39.3%（所得のシェア37.5%）。米国（40.8:57.1）、フランス（36.7:55.3）、ドイツ（36.1:44.6）、スウェーデン（34.1:41.2）、英国（39.4:49.5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>税と社会保険料負担の応能原則を強化する</li> <li>相続税の累進を強化する</li> </ul>

## 在日外国人と貧困——現状と提言

移住労働者と連帯する全国ネットワーク・移住者と貧困プロジェクトチーム

「外国人の貧困」は、国籍別の統計が日本でほとんど整備されていないため不可視にさせられてきたが、内外人格差が著しく放置すれば欧米のようなアンダークラスを生み出す可能性が高い。ここでは失業、シングルマザー、進学を取り上げるが、それぞれ現状と課題は以下のようになる。

### 1 雇用・失業対策

・厚労省は、雇用企業調査を除き、国籍と雇用に関わる統計を整備していない。が、出稼ぎが始まってから20年たった現在も日系南米人の約9割は非正規雇用で、派遣切りの影響を集中的に受け、現在の推定失業率は約4割。日本人との失業率格差はOECD中最大と思われる。

——>対策①：労働力調査、賃金構造基本統計調査に「国籍」別集計を加える。

対策②：2009年に厚労省が実施した日系人「就労準備研修」はほとんど効果を見込めない。日本語研修を職業訓練として認めプログラムを質量ともに拡大し、外国人をアンダークラスにしない投資的対策が必要。

### 2 シングルマザーの困窮

・就労機会や社会関係の不足により、外国籍の母親は日本人より離婚により困窮に陥ることがはるかに多い。ニューカマーで生活保護の対象となるのはほとんどが母子世帯であるが、実態は明らかにされておらず放置されている。

——>対策①：国民生活基礎調査に「国籍」別集計を含める。さらに、外国籍母子世帯に特化した実態調査を行う。

対策②：生活保護へのアクセスを可能にするため、外国語での効果的な情報提供や対応体制の整備。

対策③：シングルマザーの就労機会拡大のための効果的なプログラム。

### 3 進学格差

・高校進学率の国籍別格差は深刻で、ブラジル人の高校進学率は日本人より30～40ポイント低いと思われる。進学格差の結果、ニューカマー外国人の若年層は非正規雇用に集中し、将来的に日本版アンダークラスとなる可能性が高い。

——>対策：若年者雇用対策の観点から、①文科省に対する進学率の国籍別把握と進学格差是正の要請、②外国人学卒者のその後の就労実態調査と正規雇用確保の支援策が必要。

## 在日外国人と貧困（配布資料）

- 1 見えない問題——外国人と貧困
- 2 経済危機と失業
- 3 フィリピン人母子世帯と生活保護
- 4 進学率の格差
- 5 公的な認知と迅速な対応を

### 1 見えない問題——外国人と貧困

- ・ 「外国人問題」は、「労働力受け入れ」「差別」「治安」「人権」といった言葉で論じられることはあっても、「貧困」という側面が省みられることはなかった。が、それは貧困が存在しないことを示すのではなく、内外人格差が著しく貧困対策が必要な面が多々存在する。放置すれば、将来的に日本版アンダークラスを生み出す可能性が高い。
- ・ 「外国人の貧困」が不可視にさせられてきたのは、国籍別の統計が日本でほとんど整備されていないことにもよる。以下では、現在入手しうるデータから推計する形で、貧困に関わる社会経済的状況を紹介していく。

### 2 経済危機と失業

- ・ 国籍別の失業率統計がないため、これまで外国人の失業問題が省みられることはなかった。だが、2005年国勢調査が示すように、韓国・朝鮮籍の失業率は全体と比較してかなり高い。その意味で、オールドカマーと呼ばれる外国人についても、貧困という観点からアプローチする余地はあったと考えられる。把握率が低いので正確さに留保はつくが、この時点でのブラジル人の失業率は日本人よりむしろ低かった。

